

教育委員會定例会事項書

令和7年8月20日(水)
9:30～ 教育委員室

1 開会宣言

議事録署名者 横 山 委 員

2 前回定例会審議結果の確認（別紙参照）

3 請 願

請願の処理について

4 議 題

議案第 20 号 令和 7 年度教育功労者表彰について 非公開

議案第 21 号 三重県教育改革推進会議の委員の任免について 非公開

5 報告題

報告	1	令和8年度三重県公立学校教員採用選考試験第2次選考試験の実施状況について	公開
----	---	--------------------------------------	----

報告 2 自動車事故による損害賠償に係る専決処分について 非公開

6 閉会宣言

前回定例会の審議結果

1 日 時

令和7年7月22日(火)

開 会 9時30分

閉 会 9時53分

2 場 所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 福永教育長、大森委員、富樫委員、安田委員、横山委員

議事録署名者 横山委員

4 採択議案の件名

議案第18号 令和8年度県立みえ四葉ヶ咲中学校の定員及び生徒募集要項について

議案第19号 三重県総合博物館協議会委員の任免について

5 請願陳情の付議の結果

該当なし

6 諸般の報告

報告1 令和7年度第2回三重県教科用図書選定審議会の結果について

報告2 第72回東海高等学校総合体育大会の結果及び令和7年度全国高等学校総合体育大会の三重県選手団について

7 その他会議において必要と認めた事項

該当なし

請願 1

公立学校の非常勤講師の規定勤務時間外業務に対する賃金支払いを求める請願
について

請願について、別紙のとおり提出する。

令和 7 年 8 月 2 0 日提出

三重県教育委員会教育長 福永 和伸

請 願 文 書 表

教育委員会

受付番号	受付年月日	件 名 等	請 願 者	教育長の意見
請 1	令和5年6月16日	(件名) 公立学校の非常勤務 師の規定勤務時間外 業務に対する賃金支 払いを求める請願書 (要旨) 三重県内公立学校に 勤務する非常勤務師 の所定勤務時間外業 務に対する賃金を支 払うこと。	みえ教育ネットワ ーク教職員ユニオ ン 委員長 大原 敦子 三重県津市寿町7 -50	本請願は不採択といたしたい。 公立学校の非常勤務師を任用する際には、「勤務条件 等説明書」を当人に対して提示し、所定勤務時間を超え る勤務は「原則なし」と説明しています。 なお、非常勤務師の業務は、教科・科目の授業、新任 者に対する指導及び助言等としていますが、令和6年4 月に、所定勤務時間内に行う、学校長が命じた授業準 備、提出物の点検、定期考査の採点等も業務となること を改めて整理したところです。 ただし、業務を行う際は、原則、学校長による事前承 認が必要であり、事前承認があった業務について賃金を 支払うこととしています。

2023年6月16日

三重県教育委員会教育長 福永 和伸 様

公立学校の非常勤講師の規定勤務時間外業務に対する賃金支払いを求める請願書

請願者 みえ教育ネットワーク教職員ユニオン

委員長 大原 敦子

住 所 三重県津市寿町7-50 (みえ労連内)

電 話 059-223-2615 (みえ労連)

1 請願の要旨

三重県内公立学校に勤務する非常勤講師の規定勤務時間外業務に対する賃金の支払いを求めます。日本国憲法第16条および請願法に基づき、請願いたします。

2 請願の理由

「公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」は公立学校の非常勤講師を対象としていません。したがって、教職員に対して原則的に超過勤務を命じないことを定めた同条例第8条第4項は公立学校の非常勤講師には適用されません。もし、非常勤講師が授業準備や提出物の点検、試験採点といった事柄を明示・黙示の超過勤務命令に基づいて行った場合、その分の賃金が支払われる必要があります。非常勤講師には、単価に担当授業時数を乗じた額を支払いさえすれば良いというものではありません。

また、労働基準法第109条や、労働安全衛生法第66条の8の3に基づき、事業者たる服務監督教育委員会は非常勤講師に対する労働時間の状況の把握義務を負っています。非常勤講師の労働時間を記録・保存し、その記録を基礎資料として、原則として分単位で超過勤務分の賃金支払いを行うことが必要です。

近年、名古屋市立学校において非常勤講師への超過勤務分の賃金の未払いについて労働基準監督署から是正勧告が行われ、実際に支給が行われたことが報じられました(当時の管轄は人事委員会ではなく、労働基準監督署)。賃金不払いは特別刑法である労働基準法に反した行為であり、あってはなりません。学校現場を支えている非常勤講師に対して、正当な賃金の支払いを行っていただきたく思います。

請願 2

公立学校の非常勤講師の処遇改善に関する請願について

請願について、別紙のとおり提出する。

令和 7 年 8 月 2 0 日提出

三重県教育委員会教育長 福永 和伸

請 願 文 書 表

教育委員会

受付番号	受付年月日	件 名 等	請 願 者	教育長の意見
請 2	令和6年5月21日	(件名) 公立学校の非常勤講師の処遇改善に関する請願書 (要旨) (1) 授業時間1時間あたり授業準備等の時間を1時間設定し、授業準備等に対しても賃金を支払うこと。 (2) 所定勤務時間外業務に対する賃金を支払うこと。	みえ教育ネット ワーク教職員ユニオン 委員長 大原 敦子 三重県津市寿町 7-50	(1) 本請願は不採択としたい。 非常勤講師の業務は、教科・科目の授業や新任者に対する指導及び助言等としていますが、令和6年4月に、所定勤務時間内に行う、学校長が命じた授業準備、提出物の点検、定期考査の採点等についても、業務となることを改めて整理したところです。 ただし、常勤の教員が担うことのできる授業準備等の業務は、安易に非常勤講師に命じることがないよう、周知しているところです。 授業以外の業務については、原則、学校長による事前承認が必要であり、認められた授業以外の業務に対して賃金を支払うこととしています。 (2) 令和5年6月16日付請願において回答したとおりであり、本請願は不採択としたい。

2024年5月21日

三重県教育委員会教育長 福永 和伸 様

公立学校の非常勤講師の処遇改善に関する請願書

請願者 みえ教育ネットワーク教職員ユニオン

委員長 大原 敦子

住 所 三重県津市寿町7-50 (みえ労連内)

電 話 059-223-2615 (みえ労連)

1 請願の要旨

三重県内公立学校の非常勤講師に対して以下の2点を行うことを求めます。

- (1) 授業時間1時間あたり、授業準備等の時間を1時間設定し、授業準備等に対しても賃金を支払うこと。
- (2) 所定労働時間を超える労働に対して、賃金を支払うこと。

2 請願の理由

(1) 総務省作成の「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル(第2版)Q&A」では以下のことが示されています。

問10-4

会計年度任用職員として用する非常勤講師の勤務条件について、授業時間のみを勤務時間として定めてもよいか。

○非常勤講師の職務内容が授業のみであれば、授業時間のみを勤務時間として設定することは制度上不可能ではないが、通常、授業に付随して授業準備等が必要であることを踏まえると、授業時間だけでなく授業準備等の時間を含めて勤務時間として設定すべきと考えられ、実態を踏まえた上で勤務時間を定める必要がある。

ここで示されているように、授業には通常、授業準備等が付随するため、非常勤講師が授業を行うにあたり、授業準備等の時間が勤務時間内に設定される必要性があると考えます。また、「第154回国会参議院文教科学委員会会議録第10号」には、1時間(45分間)の授業をするのに、1時間の授業準備時間が必要である旨が示されています。これらのことを踏まえると、授業時間1時間あたり、1時間の授業準備等の時間を設定し、授業準備等に対して賃金が支払われる必要があると考えます。

(2)「公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」は非常勤講師を対象としておらず、教職員に対して原則的に超過勤務を命じないことを定めた同条例第8条第4項は非常勤講師には適用されません。したがって、非常勤講師が授業準備や提出物の点検、試験採点といった事柄を明示・黙示の超過勤務命令に基づいて行った場合、その分の賃金が支払われる必要があると考えます。非常勤講師に対し、単価に担当時間数を乗じた額だけを支払い、所定時間外労働に対する賃金を支払わないという取り扱いは、賃金の全額支払いを義務付けた労働基準法第24条に違反する行為にあたるため、不適切です。非常勤講師の所定労働時間を超える労働に対して、賃金が支払われることが必要であると考えます。

請願 3

県立学校への常勤講師等の配置に関する請願について

請願について、別紙のとおり提出する。

令和7年8月20日提出

三重県教育委員会教育長 福永 和伸

請 願 文 書 表

教育委員会

受付番号	受付年月日	件 名 等	請 願 者	教育長の意見
請 3	令和6年5月21日	(件名) 県立学校への常勤講師等の配置に関する 請願書 (要旨) 県立学校に勤務する 常勤講師や実習助手 について、同一校に 勤務することができ る期間を概ね3年以 内としている運用を 取りやめること。	みえ教育ネットワ ーク教職員ユニオ ン 委員長 大原 敦子 三重県津市寿町7 -50	本請願は不採択としたい。 県立学校においては、「教職員人事異動基本方針」及び「県立学校教職員人事異動実施要領」に基づき、学校運営・組織の気風の刷新や、各学校の特色化の推進及び諸課題の解決に向けて、教職員の適正配置に努めることにより、教員の積極的な人事異動を行っています。 そのため、常勤講師等については、同一校における勤務年数を原則上限3年間とする運用を行っているところ です。こうした勤務年数の設定は、複数の学校での経験を重ねることにより、教員としてのスキルアップにつながることも期待しています。 ただし、地域性、教科の特殊性、当該講師の有する専門性等を鑑み、学校の実情に応じて、4年目以降の任用も認めています。

2024年5月21日

三重県教育委員会教育長 福永 和伸 様

県立学校への常勤講師等の配置に関する請願書

請願者 みえ教育ネットワーク教職員ユニオン
委員長 大原 敦子
住 所 三重県津市寿町7-50 (みえ労連内)
電 話 059-223-2615 (みえ労連)

1 請願の要旨

県立学校に勤務する常勤講師や実習助手について、同一校に勤務することのできる期間を概ね3年以内としている運用を取りやめることを求めます。日本国憲法第16条および請願法に基づき、請願いたします。

2 請願の理由

県立学校に勤務する常勤講師等は、多くの場合、一つの学校に連続3年までしか勤務していない実態があると思います。私たちは常勤講師等が一つの学校に勤務することのできる期間について、この運用を改めることで、以下に示すような利点が生まれると考えています。

【常勤講師にとっての利点】

常勤講師の多くが教員採用試験を受験します。同一校に連続3年までしか勤務ができないのであれば、職場環境に慣れたらすぐに異動となり、新しい職場で、また一からスタートをすることが必要になります。これでは仕事のことで精一杯になりやすく、教員採用試験の対策をする余裕を作りにくいと感じます。同一校に勤務できる期間が伸びれば、異動回数が減った分、慣れた環境の中で、余裕をもって試験対策を進めやすくなります。また教員としてのスキルアップという観点からしても、頻繁に勤務校が変わるのよりも、一つの学校でそれなりの時間をかける方が、経験を積み上げやすいため、有益であると考えます。

【学校にとっての利点】

校務分掌に関して、次年度以降を見通して人員配置をすることは学校運営上、重要なことだと思います。しかし、一つの学校に数多くの常勤講師が勤務し、常勤講師がすぐに異動する現状からすると、次年度以降を見通した人員配置を行うのは非常に難しいことだと思います。

また、現在、全国的に教員不足が問題となっており、三重県立学校においても、本来配置されるべき数の教員が配置されないということが起きています。学校の抱える業務が非常に多い中、教員の配置数が規定数よりも少なくなるというのは学校運営上、苦しさがあるはずです。しかし、配置される教員数が少ないにしても、業務の進め方をよくわかっている教員の割合が高くなれば、まだ学校運営が円滑に進められるはずです。常勤講師が同一校に勤務することのできる年数が伸びれば、校内での業務の進め方をよくわかっている人の比率が高まるという点で、学校経営をこれまでよりも円滑に進められるようになるはずです。

【県にとっての利点】

常勤講師の異動頻度が下がれば、赴任旅費を支給する機会も減るため、県の財政負担を減らすことができます。

本請願で私どもが提案させていただいたことは、費用が一切不要であり、子どもたちにとって特に不利益が生まれるわけではありません。あらゆる立場にとっての利点を生むものであるという点で、有益であると考えます。どうか本請願をご採択いただきますよう、お願いいたします。

請願 4

P T A職員が取り扱う業務についての確認を求める請願について

請願について、別紙のとおり提出する。

令和 7 年 8 月 2 0 日提出

三重県教育委員会教育長 福永 和伸

請 願 文 書 表

教育委員会

受付番号	受付年月日	件 名 等	請 願 者	教育長の意見
請 4	令和6年1月30日	(件名) PTA職員が取り扱う業務についての確認を求める請願書 (要旨) 県立四日市商業高等学校に勤務するPTA事務職員が、当該校の保有する個人情報を用いた業務や学校の業務を担う事実がないか確認を行うこと。	みえ教育ネットワ ーク教職員ユニ オン 委員長 大原 敦子 三重県津市寿町7 -50	本請願は採択としたい。 当該職員が、当該校の保有する個人情報を用いた業務や学校の業務を担う事実がないか確認を行いました。 校長を通じて確認したところ、同校において、三重県高等学校体育連盟が実施する「(令和4年度)全国・ブロック体育大会引率教職員旅費委託事業」にかかる旅費請求等の事務については、学校後援会が担っています。当該PTA事務職員は、「四日市商業高等学校PTA事務職員取扱要綱」に基づき、学校後援会費にかかる会計事務処理を担当しています。また、三重県高等学校体育連盟に旅費請求をするにあたり、大会に参加した生徒名、大会成績等が必要であり、当該職員は、学校から学校後援会に対して提供された個人情報を担当業務の範囲内で扱っています。なお、当該職員が学校の業務を担っている事実は確認できませんでした。

2024年1月30日

三重県教育委員会教育長 福永 和伸 様

PTA職員が取り扱う業務についての確認を求める請願書

請願者 みえ教育ネットワーク教職員ユニオン
委員長 大原 敦子
住 所 三重県津市寿町7-50 (みえ労連内)
電 話 059-223-2615 (みえ労連)

1 請願の要旨

県立四日市商業高等学校に勤務するPTA雇用職員の取り扱い業務について、以下の2点の事実がないか、確認を行うことを求めます。

- | |
|--|
| (1) PTA雇用の職員が当該校の保有する個人情報を用いて業務を行っていること。
(守秘義務違反の有無についての確認) |
| (2) PTA職員が学校の業務を担うこと。(地方財政法違反の有無についての確認) |

2 請願の理由

当組合は昨年、県立四日市商業高等学校の保有する公文書に関して情報公開請求を行いました。「公文書部分開示決定通知書」(2023年3月17日/四商高第106号)によると、開示された文書の中には、当該校生徒の氏名・フリガナ・生年月日・種目・出場資格所得最高記録・大会成績といった個人情報が含まれており、個人情報に関する部分は非開示とされました(添付資料参照)。そのこと自体は問題ではありませんが、PTA雇用の職員がその個人情報を含んだ文書を起案したり、学校として発出する文書の事務担当をしたりしていることが、開示された公文書から判明しました。これらのことは不適切な学校運営が行われている可能性を示唆していると思います。

まず、PTA雇用の職員が業務を行うにあたり、学校側が自身の保有する個人情報をPTA雇用の職員に用いさせてきたというのであれば、学校側の地方公務員法第34条(守秘義務)違反が問われるべきことだと考えます。

また、本来PTA雇用の職員は専らPTAの業務を行うのが本来ではありますが、学校として発出する文書の事務担当や起案者をしていることからすると、地方公務員として勤務するための手続きを踏まずに、地方公務員である学校事務職員と同様、PTA雇用の職員が学校事務を担って公権力を行使したということが考えられます。もしそれが事実であれば、県が任用すべき人員にかかる人件費をPTAに負担させているのと同じであり、地方財政法第4条の5で定められた「割当的寄附金等の禁止」に抵触すると思われる。

PTAが雇用する職員が学校に勤務するということは、三重県内では以前からあったことではありますが、だからこそ本来担わせてはならない業務を慣例的に担わせてしまっている場合があるかもしれません。本請願をご採択いただくことで、適正な学校運営が行われるようにしていただきたいと思います。

【添付資料】

資料1 公文書部分開示決定通知書(四商高第106号/2023年3月17日)

資料2 令和4年度全国・ブロック大会派遣費補助事業にかかる書類再提出について(伺い)

※資料1において、「整理番号5」として取り扱われた文書一式

第3号様式(第3条関係)

公文書部分開示決定通知書

四商高第 106 号
令和5年 3月17日みえ教育ネットワーク教職員ユニオン
委員長 大原 敦子 様

三重県教育委員会



令和 5年 3月 9日付けで請求のありました公文書の開示については、三重県情報公開条例第12条第1項の規定に基づき、次のとおり部分開示することと決定しましたので通知します。

公文書の表示	開示請求者が請求した内容	(1)2022年8月の全国高等学校総合体育大会(陸上競技)に出場した、県立四日市商業高等学校生徒の旅費・宿泊費の請求関係書類の写し (2)2022年8月の全国高等学校総合体育大会(陸上競技)の生徒引率に関して提出した、引率教員の旅費・宿泊費の請求関係書類の写し ただし、2023年2月21日に行った公文書開示請求以降に作成された文書 (3)2022年8月の全国高等学校総合体育大会(陸上競技)の生徒引率にかかる旅行の前田健教諭の復命書 (4)2022年8月の全国高等学校総合体育大会(陸上競技)の生徒引率に関して、受領した旅費・宿泊費の返還記録 ※上記すべてについて、私費・公費問わず、存在するものの一切
	実施機関が特定した公文書の件名	「(別紙) 実施機関が特定した公文書の件名一覧」のとおりのとおり
開示しない部分		「(別紙) 実施機関が特定した公文書の件名一覧」の「開示しない部分」のとおりのとおり
上記部分を開示しない理由		「(別紙) 実施機関が特定した公文書の件名一覧」の「開示しない理由」のとおりのとおり
開示しない理由がなく、なる期日及びその部分		なし
開示を実施する日時		送付による交付
開示を実施する場所		送付による交付
事務担当		〒512-0921 三重県四日市市尾平町字永代寺 2745 三重県立四日市商業高等学校 事務室 担当者 辻 〔電話番号 059-331-8324〕
備考		下記複写費用(現金等)及び送料(切手)を現金書留等により、上記事務担当者まで送付してください。 到着後、該当する公文書(写)を速やかに送付します。 公文書の写しに係る費用 10円×41枚=410円 写しの送料(切手)は後ほどご案内いたします。 (今回の写しのみの郵送を希望される場合は、切手250円)

教示 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に三重県教育委員会に対して審査請求をすることができます。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

注 1 指定された開示日時が都合の悪い場合は、当該日時までに事務担当へ必ず御連絡ください。開示を実施する別の日時を改めて指定します。

なお、三重県情報公開条例第18条第3項の規定により、正当な理由なく指定された日時に開示を受けないときは、開示されたものとみなされますので御注意ください。

2 公文書の開示を受ける際は、この通知書を係員に提示してください。

3 本決定に対し第三者から審査請求があったときは、三重県情報公開条例第21条第3項の規定により開示が停止されますので、御了承ください。

4 「開示しない理由がなくなる期日及びその部分」欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載しています。公文書の開示を希望する場合には、記載された期日以後に改めて公文書の開示を請求してください。

(別紙) 実施機関が特定した公文書の件名一覧

整理 番号	実施期間が特定した公文書の件名	開示しない部分	開示しない理由	請求書対応記号
1	支出決議書(生徒分概算) 7月25日起案分	生徒の氏名	理由1	(1)
2	支出決議書(生徒分精算) 9月2日起案分			(1)
3	戻入決議書(生徒分精算) 3月1日起案分			(1)
4	令和4年度全国・ブロック体育大会派遣費補助事業にかかる書類提出について(伺い)のうち陸上競技の生徒分	生徒の氏名、大会成績	理由1	(1)
5	令和4年度全国・ブロック体育大会派遣費補助事業にかかる書類再提出について(伺い)	生徒の氏名、フリガナ、生年月日、種目、出場資格取得最高記録、大会成績	理由1	(1) 及び (2)
6	戻入決議書(引率教員分) 3月1日起案分			(2) 及び (4)
7	支出決議書(引率教員分) 3月8日起案分			(2) 及び (3)
8	戻入決議書(引率教員分) 3月8日起案分			(2) 及び (4)
9	復命書	生徒の氏名、大会成績	理由1	(3)

【開示しない理由】

理由1 三重県情報公開条例第7条第2号(個人情報)に該当

個人に関する情報であつて特定の個人が識別され得るものであり、また、法令等又は慣行により公にされ又は公にすることが予定されている情報や、人の生命、身体、健康、財産、生活又は環境を保護するために公にすることが必要な情報であるとは認められないため。

				決 裁 区 分	
簿 冊 名	高体連 請求書				校長
分類記号 簿冊管理番号				保存期間	5 年
起 案 日	令和 5 年 2 月 28 日	校 合 公 印	文 書 番 号		
決 裁 日	令和 5 年 3 月 9 日		発 送 部 数		発送済印
文書の日付	令和 5 年 3 月 9 日	県 公 報 登 載			
処 理 期 限	令和 5 年 月 日				
起 案 者	四日市商業高等学校 PTA職員 東 香奈子 (東)			取扱区分	通常
	(電話 :)			個人情報	有 存否区分 存
あ て 先	三重県高等学校体育連盟			発 信 者 名	校長
				公 印	要 (2部/各2箇所・2部/各1箇所)
標 題	令和4年度全国・ブロック体育大会派遣費補助事業にかかる書類再提出について (伺い) (1競技)				
開示用件名	令和4年度全国・ブロック体育大会派遣費補助事業にかかる書類再提出について (伺い) (1競技)				
決 裁	校長  教頭  事務長  主幹 主事				
本 文	このことについて、別紙のとおり三重県高等学校体育連盟あて補助費の請求をいたしたい。 (陸上競技)  23-28-86 https://www.post.japanpost.jp/ からは0570-046-666 QRコードもご利用いただけます。 memo LPライト 7998-5215-2304				

- 注 1 開示用件名に個人情報など非開示情報が記載されていないか注意すること。
2 回議は、必要最小限の範囲に止めること。6

(任意様式)

令和5年3月9日

三重県高等学校体育連盟 会長 様

三重県立四日市商業高等学校
校長 渡邊 浩司

令和4年度全国・ブロック体育大会引率教職員旅費委託事業(派遣費補助事業)に係
る請求額の変更について(依頼)

このことについて、下記のとおり請求額を変更したいので、よろしくお取り計らいくださ
いますようお願いいたします。

記

- | | |
|-----------|--|
| 1. 大会名・競技 | 令和4年度全国高等学校総合体育大会 陸上競技大会 |
| 2. 変更内容 | 引率教員交通費および宿泊費 |
| 3. 変更理由 | 引率教員の旅行が1名は令和4年8月5日に、もう1名は令和4
年8月6日に中断したことに伴い、中断以降の交通費・宿泊費
を請求する根拠がなくなったことによる戻入、および、1名分の
交通費の請求漏れ分の追給 |
| 4. 既請求額 | 122,249 円 |
| 5. 変更後請求額 | 90,287 円 |
| 6. 変更増減額 | 31,962 円減額 |

事務担当：三重県立四日市商業高等学校
事務室 加藤

(任意様式)

令和5年3月9日

三重県高等学校体育連盟 会長 様

三重県立四日市商業高等学校
校長 渡邊 浩司

令和4年度全国・ブロック体育大会引率教職員旅費委託事業(派遣費補助事業)に係る請求額の変更について(依頼)

このことについて、下記のとおり請求額を変更したいので、よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1. 大会名・競技 | 令和4年度全国高等学校総合体育大会 陸上競技大会 |
| 2. 変更内容 | 生徒宿泊費 |
| 3. 変更理由 | 引率教員の旅行が令和4年8月6日に中断したことに伴い、6日の宿泊費を請求する根拠がなくなったことによる戻入、および、リレー補欠選手宿泊費の請求漏れ分の追給 |
| 4. 既請求額 | 64,200 円 |
| 5. 変更後請求額 | 101,650 円 |
| 6. 変更増減額 | 37,450 円増額 |

事務担当：三重県立四日市商業高等学校
事務室 加藤

(様式1)

令和4年度 全国・ブロック体育大会派遣費補助事業 実績報告書

令和 5 年 3 月 9 日

三重県高等学校体育連盟 会長 様

学校名 四日市商業高等学校

学校長名 校長 渡邊 浩司 印

事務担当名 東 香奈子

次のとおり大会が終了しましたので報告します。

1 大会名・競技名 令和4年度全国高等学校総合体育大会 陸上競技大会
(競技ごとに別葉とする)

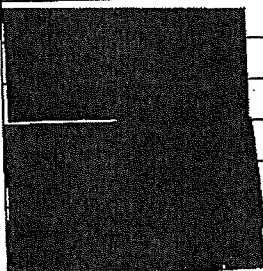
2 実施場所・会場名 大塚スポーツパークポカリスエットスタジアム

3 期間 令和 4 年 8 月 3 日 ~ 8 月 6 日
競技開始日(試合をした日) 競技開始日(試合の終わった日)

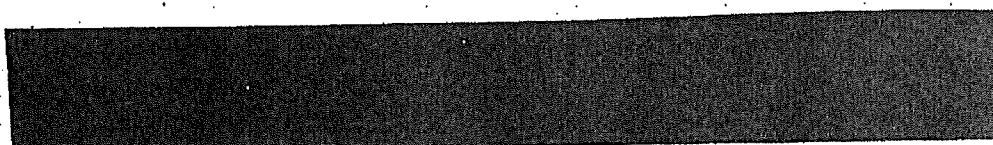
4 参加生徒数 合計 8 名 内訳 (男子 0 名 女子 8 名)

5 引率教職員 合計 2 名

引率教職員名	(1) 池村 光司
	(2) 前田 健
	(3)
	(4)

6 出場選手名					
生徒名	学年	生徒名	学年	生徒名	学年
	3		2		
	3		2		
	3				
	3				
	3				
	3				

7 大会成績 (順位・記録等、内容が多い場合は裏面利用のこと)



(様式2)

令和4年度 全国・ブロック体育大会派遣費補助事業 請求書・委任状

令和 5 年 3 月 9 日

三重県高等学校体育連盟 会長 様

学校名 四日市商業高等学校

学校長名 校長 渡邊 浩司

印

次のとおり大会が終了しましたので、交通費・宿泊費を請求します。

1 請求金額 101,650 円

(請求内訳)

①交通費	円	×	名	=	0	円
②宿泊費	10,700 円	×	6 名	×	2 泊	= 128,400 円
	10,700 円	×	1 名	×	3 泊	= 32,100 円
	10,700 円	×	1 名	×	4 泊	= 42,800 円
③主催者からの補助がある場合は請求額より減ずること (主催者補助金額)						
交通費		円	×	名	=	円
宿泊費	円	×	名	×	泊	= 円
全国大会の請求金額	1/2	=			101,650	円
ブロック大会の請求金額	1/3	=				円

2 大会名 令和4年度全国高等学校総合体育大会 陸上競技大会

3 宿泊日数 令和 4 年 8 月 2 日～ 令和 4 年 8 月 6 日
[4 泊 5 日]

4 出場生徒数 8 名

5 振込先 金融機関名 百五 銀行 生桑 支店

預金種別 当座 普通 (該当に○をする)

口座番号 486310

フリガナ ミエケンリツヨッカイチショウギョウコウトウガッコウコウチョウ ワタナベ コウジ
口座名 三重県立四日市商業高等学校 校長 渡邊 浩司

受領に関して、上記の者に委任します。 学校長名 渡邊 浩司

印

【注】※ 様式1及び様式2の他に旅費精算請求書(別添用紙)を添付すること。

※ 全国大会については、請求内訳の1/2

ブロック大会については、請求内訳の1/3を請求金額とすること。

請求書提出先 〒510-0201 鈴鹿市稲生町8232-1 三重県立稲生高等学校内
三重県高等学校体育連盟事務局 宛
TEL (059) 380-2500
FAX (059) 380-2501

(様式3)

令和4年度 全国・ブロック体育大会引率教職員旅費 実績報告書

令和 5 年 3 月 9 日

三重県高等学校体育連盟 会長 様

学校名 四日市商業高等学校

学校長名 校長 渡邊 浩司

印

事務担当者名 東 香奈子

次のとおり大会が終了しましたので報告します。

1 大会名・競技名 令和4年度全国高等学校総合体育大会 陸上競技大会
(競技ごとに別業とする)

2 実施場所・会場名 大塚スポーツパークポカリスエットスタジアム

3 期間 令和 4 年 8 月 3 日 ～ 8 月 6 日
競技開始日(試合をした日) 競技開始日(試合の終わった日)

4 参加生徒数 合計 8 名 内訳 (男子 0 名 女子 8 名)

5 引率教職員 合計 2 名

引率教職員名	(1) 池村 光司
	(2) 前田 健
	(3)
	(4)

6 大会成績 (順位・記録等、内容が多い場合は裏面利用のこと)

(様式4)

令和4年度 全国・ブロック体育大会引率教職員旅費 請求書・委任状

令和 5 年 3 月 9 日

三重県高等学校体育連盟 会長 様

学校名 四日市商業高等学校

学校長名 校長 渡邊 浩司

印

次のとおり大会が終了しましたので、旅費を請求します。

1 請求金額

90,287 円

(請求内訳)

(請求内訳)									
①交通費	7,866	円	×	1名	=	7,866	円		
	7,521	円	×	1名	=	7,521	円		
②宿泊費	10,700	円	×	1名	×	4泊	=	42,800	円
	10,700	円	×	1名	×	3泊	=	32,100	円
③旅行雑費		円	×		名		=	0	円
④主催者からの補助がある場合は請求額より減ずること (主催者補助金額)									
交通費				円	×		名	=	円
宿泊費		円	×		名	×		泊	= 円
全国・ブロック大会の 請求金額	10/10		=			90,287			円

2 大会名

令和4年度全国高等学校総合体育大会 陸上競技大会

3 宿泊日数

令和 4 年 8 月 2 日～ 令和 4 年 8 月 6 日
[4 泊 5 日]

4 引率者数

2 名

5 振込先

金融機関名 百五 銀行 生桑 支店

預金種別

当座 普通 (該当に○をする)

口座番号

486310

ブリガナ

ミエケンリツヨツカイチショウギョウコウトウガッコウコウチョウ ワタナベ コウジ

口座名

三重県立四日市商業高等学校 校長 渡邊 浩司

受領に関して、上記の者に委任します。

学校長名 渡邊 浩司 印

【注】※ 様式3及び様式4の他に旅費精算請求書(別添用紙)を添付すること。

請求書提出先 〒510-0201 鈴鹿市稲生町8232-1 三重県立稲生高等学校内
三重県高等学校体育連盟事務局 宛
TEL (059)380-2500
FAX (059)380-2501

旅 費 請 求 書

三重県高等学校体育連盟 会長 様		令和 4 年度	全国高等学校総合体育大会 陸上競技大会		(生徒1名)	
令和 年 月 日			三重県立四日市商業高等学校			
左記のとおり旅費を請求します。			自家用車車賃 (%)			
円			0			
出発地	四日市商業高等学校 (四日市市)	宿泊料	42,800	旅行雑費	交通費	自家用車車賃 (%)
帰着地	四日市商業高等学校 (四日市市)					
8/2 前泊日	スマイルホテル徳島 10,700×1名/上限額	10,700 円	円	8/1	引率自家用車にて同乗	円
8/3 会場 (式) + (前泊日)	スマイルホテル徳島 10,700×1名/上限額	10,700 円	円	8/3	引率自家用車にて同乗	円
8/4 会場 (競技)	スマイルホテル徳島 10,700×1名/上限額	10,700 円	円	8/4	引率自家用車にて同乗	円
8/5 前泊日	スマイルホテル徳島 10,700×1名/上限額	10,700 円	円	8/5	引率自家用車にて同乗	円
8/6 会場 (競技)	スマイルホテル徳島 10,700×1名/上限額	円	円	8/6	引率自家用車にて同乗	円
		円	円	8/7	引率自家用車にて同乗	円
		円	円			円
		円	円			円
		円	円			円
		円	円			円
		円	円			円
		円	円			円
		円	円			円
		円	円			円
		円	円			円
その他用務先						
※ 宿泊料 11,550 円 (1泊2食付) スマイルホテル徳島		※ 生徒8名は引率の車に同乗の為、交通費の請求はしません				
上 limit を超えたため、10700円を請求します						

[illegible]

[illegible]

[illegible]

三重県高等学校体育連盟 会長様			令和4年度		全国高等学校総合体育大会 陸上競技大会		池村 光司	
左記のとおり旅費を請求します。				令和 年 月 日		三重県立四日市商業高等学校		
円				自家用車車賃(%)				
出発地	四日市商業高等学校(四日市市)	宿泊料	42,800	旅行雑費	交通費	7,866		
帰着地	四日市商業高等学校(四日市市)	宿泊料		旅行雑費	交通費			
利用日	8/2 前泊日	スマイルホテル徳島 10,700×1名/上限額	10,700	8/1 学校〜ホテル 267km×23円	267.0 km	6,141	円	
8/3 会場(競技)	スマイルホテル徳島 10,700×1名/上限額	10,700	円	8/3 ホテル=会場 15km×23円×往復	30.0 km	690	円	
8/4 会場(競技)	スマイルホテル徳島 10,700×1名/上限額	10,700	円	8/4 ホテル=会場 15km×23円×往復	30.0 km	690	円	
8/5 200m競技生徒引率の為の前泊日に該当	スマイルホテル徳島 10,700×1名/上限額	10,700	円	8/6 ホテル=会場 15km×23円	15.0 km	345	円	
8/6 会場(競技)		円	円		km		円	
		円	円		km		円	
		円	円		km		円	
		円	円		km		円	
		円	円		km		円	
		円	円		km		円	
		円	円		km		円	
		円	円		km		円	
		円	円		km		円	
その他用途先								
※ 宿泊料 11,550 円 (1泊2食付) スマイルホテル徳島 上限額を超えたため、10,700円を請求します								

[illegible]

《生徒分》

領収書 001549

田中商事株式会社

金額 ￥462,000.-

金額は消費税別です。

現金

上記の通り領収いたしました。

株式会社スマイルホテル

Smile Hotel スマイルホテル

〒700-0023 広島県広島市南区南大蔵1-1-1

TEL: 088-625-0889 FAX: 088-625-0888

印鑑

《生徒》 5名 × 2泊分
 1名 × 3泊分
 1名 × 4泊分 } = 計 ￥181,900

<<生徒分>>

領 収 書		2011年4月5日 No. 00140	
四日市商業高校 様		収入印紙	
金 額	44,735.-		
上記金額には、消費税等		が含まれます。	
但し	宿泊料		
上記の通り領収いたしました。			
株式会社ホスピタリティオベーション		取扱	
Smile Hotel スマイルホテル 徳島			
〒770-0834 徳島県徳島市元町1-24			
TEL: 088-626-0889 FAX: 088-626-0686			

宿泊料 (食事なし)

$$8,547円 \times 1名 \times 2泊 = 17,094円$$

《引率分》

領収書 2005年5月15日 No. 0001550

四月東商業学校様

金額 ¥115,500.-

上記金額に付、消費税 ¥11,550.-

計 ¥127,050.-

上記の通り領収いたしました。

株式会社ホリタリネオール 代表取締役 佐藤 誠

Smile Hotel スマイルホテル 札幌

〒140-0034 東京都品川区北品川3-24

TEL: 03-626-0889 FAX: 03-626-0637

印鑑

《引率》 2名 × 7泊分 = ¥74,900.-

陸上競技	種	目
陸上競技		

一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百。

[illegible]

宿泊施設名 スマイルホテル徳島

支那人 和田 和 綺

四派

※2 宿泊取消料の特例

庭扶の結果により取消しをする場合、利用市定前日の午後8時までは取消料が発生しない。
午後8時以降の取消の場合は、1泊分の宿泊料金がかかる。

*その他の支払い(建物・駐車場金等)については、宿泊施設の請求書で直接利用客より収受してください。

学校別参加申込書

令和4年度 全国高等学校総合体育大会
秩父宮賜杯第75回全国高等学校陸上競技対校選手権大会

(1 枚目/1)

女子		東海		三 重		略称学校名 (金角6文字以内)		四日市商		略称学校名フリガナ			
No	登録番号	氏 名	フリガナ	学年	生年月日 (西暦)	種 目	出 場 公認記録	場 所 参考	格 力	取 得 該当大会	最 高 ラウンド月/日	記 録 競技場名	リレー選手 4×100m 4×400m
1	1			3									
2	2			3									
3	10			2									
4	3			3									
5	4			3									
6	1			3									
7	10			3									
8	15			2									
9	5			3									
10													
11													
12													
13													
14													
15													

上記 8 名は、健康であるので参加申込をいたします。

フリガナ
学校名 四日市商業高校
(電話) 059-331-8324
(FAX) 059-331-8327

校 長 渡邊 浩司 公印
引 率 責 任 者 池村 光司 印
携 帯 電 話 番 号

※1 「様式2の作成について」を點検のうえ記載すること。
※2 手動計時記録は換算しないで記入すること。 ※3 略称学校名は加盟校一覧を参照すること。

請願 5

職務権限を有しない者が学校業務を担わないことを求める請願について

請願について、別紙のとおり提出する。

令和 7 年 8 月 2 0 日提出

三重県教育委員会教育長 福永 和伸

請 願 文 書 表

教育委員会

受付番号	受付年月日	件 名 等	請 願 者	教育長の意見
請 5	令和6年2月27日	(件名) 職務権限を有しない者が学校業務を担わないことを求める請願書 (要旨) PTAが雇用する職員等、学校業務に関して職務権限を有しない者が学校業務を担うということがないようすること。	みえ教育ネットワ ーク教職員ユニオ ン 委員長 大原 敦子 三重県津市寿町7 -50	本請願は採択としたい。 今回の請願を受けて、職務権限を有しない者が学校業務を担うということがないよう改めて周知することとします。 なお、PTAが雇用する職員は、各学校で定めているPTA事務職員取扱要綱等において、PTA運営費や学校後援会費等にかかる会計事務処理が主な業務とされています。また、県教育委員会が定める「学校諸費等に関する取扱い要領」において、PTA運営費等以外の会計事務処理の担当者となることができない旨を規定しています。

2024年2月27日

三重県教育委員会教育長 福永 和伸 様

職務権限を有しない者が学校業務を担わないことを求める請願書

請願者 みえ教育ネットワーク教職員ユニオン

委員長 大原 敦子

住 所 三重県津市寿町7-50 (みえ労連内)

電 話 059-223-2615 (みえ労連)

1 請願の要旨

PTAが雇用する職員等、学校業務に関して職務権限を有しない者が学校業務を担うということがないようにすることを求めます。日本国憲法第16条および請願法に基づき請願いたします。

2 請願の理由

今年、当組合が提出した「PTA職員が取り扱う業務についての確認を求める請願書」でお示したように、県立四日市商業高等学校のPTAが雇用する職員が学校業務（県高等学校体育連盟に対する補助費請求）を行っていたということがわかりました。また、同職員が起案した文書には、情報公開請求の際に不開示となる、当該校生徒の氏名・フリガナ・生年月日・種目・出場資格所得最高記録・大会成績といった個人情報も含まれていました。

当組合はPTA雇用職員が本来担うべきではない業務を担っていることを問題視し、住民監査請求を行いました。その結果、監査委員から次のことが示されました（監査第98号／2024年2月15日）。

県高等学校体育連盟への補助費の請求に係る事務は、本来県事務職員が行うべきものであり、PTA雇用職員が行うことは職務権限上問題があると考えられる。

監査委員が示したように、県高等学校体育連盟への補助費の請求に係る事務に関して、職務権限はPTA雇用職員にはないと考えられます。これ以外にも、学校によってはPTA雇用職員が学年会計等の業務を担当することもあるようですが、こういった業務もやはり学校事務であり、PTA雇用職員にはそれに関して職務権限はないと考えます。県職員ではないPTA雇用職員が、県職員が担うべき業務を担い、学校の保有する保護者の諸経費の支払状況等まで知り得てしまう場合もあり得るというのは、職務権限という点でも、県立学校が保有する個人情報の取り扱いという点でも問題だといえます。

学校業務に関して、職務権限を有しない者が学校業務を担うということがないようなことが必要です。職務権限を有する者のみで学校事務を行うように県立学校管理職を指導するといった必要な措置を講じていただくことが必要であると考えます。

【添付資料】

住民監査請求結果通知（監査第98号／2024年2月15日）

監 査 第 98 号

令和 6 年 2 月 15 日

みえ教育ネットワーク教職員ユニオン

委員長 大 原 敦 子 様

三重県監査委員	伊 藤	隆
三重県監査委員	中瀬古	初 美
三重県監査委員	野 村	保 夫
三重県監査委員	伊 賀	恵

住民監査請求について

令和 6 年 1 月 10 日に提出された住民監査請求については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項に規定する住民監査請求の要件を満たさず、下記のとおり却下します。

記

第 1 監査請求の趣旨

令和 6 年 1 月 10 日に提出された住民監査請求（以下「本件請求」という。）の趣旨について、次のとおり理解した。

- 1 公立学校は、地方自治体の設置管理する公的機関の一種であることから、その業務は条例や規則に基づいて選任された常勤ないし非常勤の職員により行われる必要がある。また、職員として勤務するためには、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）で定められた欠格事項に該当しないこと（第 16 条）や、服務の宣誓を行うこと（第 31 条）などの要件を満たす必要性もある。
- 2 県立四日市商業高等学校（以下「当該学校」という。）において、学校事務を担うのは事務長 1 名、主幹 2 名、主査 1 名、就学支援金事務支援員 1 名、事務職（PTA 雇用）2 名の計 7 名である（2022 年度実績）。このうち、PTA が雇用する事務職員（以下「PTA 雇用職員」という。）については、その雇用主である PTA に関する事務業務（以下「PTA 事務」という。）のみを担うのが当然である。PTA 雇用職員は PTA 事務以外の学校事務業務に携わって公権力の行使にあたったり、県立学校の保有する個人情報を取り扱ったりする権限を有しない。また、PTA 雇用職員が PTA 事務以外の学校事務を担うのであれば、その労務提供内容は県費負担の事務職員（以下「県事務職員」という。）が担うべきものと同一視することができ、県が任用すべき人員を当該学校 PTA に雇用させているととらえることができる。その場合、PTA 雇用職員にかかる人件費は当該学校 PTA 会員が負担する割当的寄付金から支出されていると考えることができ、地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 4 条の 5 に照らし合わせても、このような運用は許されない。
- 3 当該学校に勤務する PTA 雇用職員 1 名は、令和 5 年 2 月 28 日に、県高等学校体育連盟への提出文書について、事務担当を担うほか、起案を行い、校長・教頭・事務長の決裁を受けた。しかし、当該文書の起案は県高等学校体育連盟に関する学校事務であり、PTA 事務に属さないことは明白である。また、文書中には当該学校在籍生徒

の氏名・生年月日・種目・出場資格取得最高記録・大会成績等の情報が含まれている。これらは情報公開請求をしたとしても、三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号）第7条第2号に定められた個人情報に該当するという理由で、非開示となるものである。県職員ではないPTA雇用職員が、そのような個人情報の取り扱いをも含んだPTA事務以外の業務を担い、校長・教頭・事務長の決裁を受けているということは、当該学校がPTA雇用職員に本来担わせてはならない業務を組織的に担わせたことを意味する。このことによって、県事務職員が担うべき業務が不正に減じられ、県事務職員から本来受けられるはずの労務提供を県は受けることができなくなった。

- 4 当該学校に勤務するPTA雇用職員の賃金が1,037円、日給8,040円ということから考えると、その勤務時間は1日当たり7時間45分である。したがって当該学校に勤務する県事務職員全体から15時間30分（7時間45分×PTA雇用職員2名）もの労務提供がなされなかったと仮定することができる。県事務職員が勤務すべき日を年間240日、1時間当たりの賃金を2,500円とすると、年間で930万円（2,500円×15.5時間×240日）もの損害が県に生じたと仮定することができる。
- 5 PTA雇用職員の担うPTA事務以外の学校事務を県事務職員が担うように、意図的に服務監督を行わなかったといえる。そこで、当該学校事務長から、三重県知事は生じた損害分の930万円を徴収すべきである。

第2 却下した理由

- 1 地方自治法第242条第1項は、住民監査請求について「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と規定している。

したがって、住民が監査対象として請求し得る事項は、同項所定の違法又は不当な公金の支出等の財務会計上の行為又は一定の怠る事実に限定されるとともに、当該財務会計上の行為又は怠る事実が違法ないしは不当であることを証する書面を添付することが要件とされている。

- 2 請求人は、当該学校がPTA雇用職員に本来担わせてはならない業務を組織的に担わせたことによって、県事務職員が担うべき業務が不正に減じられ、県事務職員から本来受けられるはずの労務提供を県は受けることができなくなったとして、損害が県に生じた旨主張していると解される。

県高等学校体育連盟への補助費の請求に係る事務は、本来県事務職員が行うべきものであり、PTA雇用職員が行うことは、職務権限上問題があると考えられる。しか

しながら、請求人の主張は、本県に財政上の損害又は損失を与えている具体的な行為や事実を示しているとはいえない。

その他、本件請求に係るその他の請求人の主張及び事実証明書等を総合的に判断しても、請求人は、違法又は不当とする理由あるいは事実を具体的に示しているとは認められない。

第3 結論

以上のとおり、本件請求は、地方自治法第242条第1項の要件を満たさないものであることから、却下するものとする。

報告 1

令和 8 年度三重県公立学校教員採用選考試験第 2 次選考試験の実施状況について

令和 8 年度三重県公立学校教員採用選考試験第 2 次選考試験の実施状況について、別紙のとおり報告する。

令和 7 年 8 月 2 0 日提出

三重県教育委員会事務局
教職員課長

令和8年度三重県公立学校教員採用選考試験
第2次選考試験実施状況

三重県教育委員会

校種等・教科・科目			採用見込数	申込者数	第1次選考試験 受験者数	第1次選考試験 合格者数	第2次選考試験 受験者数
小 学 校 教 諭			約273名	612 [837]	592 [817]	578 [796]	557
中 学 校 教 諭	国 語		約28名	69	67	66	63
	社 会		約27名	102	94	81	78
	数 学		約30名	81	78	64	62
	理 科		約21名	30	29	29	28
	音 楽		約10名	38	35	30	27
	美 術		約8名	14	12	12	10
	保 健 体 育		約18名	135	128	55	55
	技 術		約5名	7	7	6	6
	家 庭		約4名	8	8	8	8
	英 語		約29名	56	53	51	50
	小 計		約180名	540	511	402	387
高 等 学 校 教 諭	国 語		約7名	29	25	21	20
	地 理 歴 史	世 界 史	約3名	44	41	28	26
		日 本 史	約5名				
		地 理	約4名				
	公 民		約4名	16	13	11	11
	数 学		約8名	60	57	24	24
	理 科	物 理	約3名	35	33	24	24
		化 学	約4名				
		生 物	約3名				
	音 楽		約2名	12	8	6	6
	美 術		約2名	8	7	6	6
	保 健 体 育		約3名	82	80	16	15
	看 護		約2名	0	0	0	0
	家 庭		約3名	5	4	4	4
	農 業		約3名	13	12	9	9
	工 業	機 械 系	約5名	7	7	7	7
		電 気 ・ 電 子 系	約5名	5	4	4	3
		建 築 系	約3名	4	4	4	4
		工 業 化 学 系	約2名	4	3	3	3
		土 木 系	約2名	0	0	0	0
	商 業		約8名	18	15	11	9
	英 語		約8名	21	19	19	18
	情 報		約5名	12	9	9	8
	小 計		約94名	375	341	206	197
学 校 特 別 教 諭 援	小 学 部		約19名	43	41	39	35
	中学部・高等部	保健体育	約4名	14	14	12	12
	小 計		約23名	57	55	51	47
	養 護 教 諭		約8名	150	143	25	24
栄 養 教 諭		約2名	24	24	10	10	
合 計		約580名	1,758 [1,983]	1,666 [1,891]	1,272 [1,490]	1,222	

※[]は大学3年生等を対象とした特別選考を含めた人数。